市議会令和７年第１回定例会

議 案 及 び 議 案 資 料

議案第１号～議案第１６号

（第１集）

柏　　市

目　　次

議 案 第　　１ 号　柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について …… １
議案第　１号資料　柏市印鑑条例の一部を改正する条例について …… ３
議 案 第　　２ 号　柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について …… ５
議案第　２号資料　柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について …… １３
議 案 第　　３ 号　柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について …… １９
議案第　３号資料　柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例について …… ２３
議 案 第　　４ 号　柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改する条例の制定について …… ２５
議案第　４号資料　柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改制する条例について …… ３１
議 案 第　　５ 号　柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について …… ３５
議案第　５号資料　柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について …… ３７
議 案 第　　６ 号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について …… ３９
議案第　６号資料　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について …… ４３
議 案 第　　７ 号　柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について …… ４９
議案第　７号資料　柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例について …… ５９
議 案 第　　８ 号　柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について …… ７１
議案第　８号資料　柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例について …… ７３

議 案 第　　９ 号　柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について　……７５

議案第　９号資料　柏市特別会計条例の一部を改正する条例について　……７７

議 案 第 １ ０ 号　柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について　……７９

議案第１０号資料　柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例について　……８１

議 案 第 １ １ 号　柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について　……８３

議案第１１号資料　柏市近隣センター条例の一部を改正する条例について　……８７

議 案 第 １ ２ 号　柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例の制定について　……８９

議案第１２号資料　柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例について　……９１

議 案 第 １ ３ 号　柏市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について　……９３

議案第１３号資料　柏市保健センター条例の一部を改正する条例について　……９５

議 案 第 １ ４ 号　柏市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について　……９７

議案第１４号資料　柏市立図書館条例の一部を改正する条例について　……９９

議 案 第 １ ５ 号　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について　……１０１

議案第１５号資料　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について　……１０３

議 案 第 １ ６ 号　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について　……１０５

議案第１６号資料　柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例について　……１０７

議案第　１号

柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

柏市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するための印鑑登録原票の調製方法の変更等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市印鑑条例の一部を改正する条例

柏市印鑑条例（昭和６０年柏市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項各号列記以外の部分中「第４条の規定による確認及び当該登録申請書の記載事項その他必要な事項の審査」を「第３条第１項の規定による申請に係る審査及び第４条の規定による確認」に改め，同項中第５号を削り，第６号を第５号とし，第７号を第６号とし，同条第２項中「前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票について」を「前項の印鑑登録原票」に，「ことができる」を「ものとする」に改める。

第１０条第４項中「第１項の」を「前３項の」に改め，「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第３５条の２第７項の規定により同条第１項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を，「第４２条第２項」の次に「又は第５９条の３第２項」を加える。

第１１条第１項各号列記以外の部分中「印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し，これをプリンターから出力したものを含む。）」を「印影を出力したもの」に改め，同項後段を削り，同項中第３号を削り，第４号を第３号とし，第５号を第４号とする。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第６条第２項の改正規定及び第１１条第１項各号列記以外の部分の改正規定（同項後段を削る部分を除く。）は，令和７年４月１日から施行する。

議案第１号資料

柏市印鑑条例の一部を改正する条例について

柏市印鑑条例（昭和６０年柏市条例第２１号）新旧対照表

改正前	改正後
(登録) 第6条　市長は,第4条の規定による確認及び当該登録申請書の記載事項その他必要な事項の審査を行い，適当と認めたときは，印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。 (1)から(4)まで　略 (5)　性別 (6)　略 (7)　略 2　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については,磁気ディスクをもって調製することができる。	(登録) 第6条　市長は，第3条第1項の規定による申請に係る審査及び第4条の規定による確認を行い，適当と認めたときは,印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。 (1)から(4)まで　略 (5)　略 (6)　略 2　前項の印鑑登録原票は，磁気ディスクをもって調製するものとする。
(印鑑登録証明書の交付) 第10条　略 2及び3　略 4　第1項の規定にかかわらず，登録者は，自ら多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって,印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により，印鑑登録証明書の交付を申請し，その交付を受けることができる。	(印鑑登録証明書の交付) 第10条　略 2及び3　略 4　前3項の規定にかかわらず，登録者は，自ら多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって,印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により，印鑑登録証明書の交付を申請し，その交付を受けることができる。
(印鑑登録証明書) 第11条　印鑑登録証明書は,印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し，これをプリンターから出力したものを含む。)について市長が証明するものとし，併せて次に掲げる事項を記	(印鑑登録証明書) 第11条　印鑑登録証明書は,印鑑登録原票に登録されている印影を出力したものについて市長が証明するものとし，併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

載するものとする。この場合において，第3号については，第10条第1項の規定による申請の際，当該申請をした者から同項に規定する書面による記載の申出があった場合に限り記載するものとする。 (1)及び(2)　略 (3)　性別 (4)　略 (5)　略 2　略	 (1)及び(2)　略 (3)　略 (4)　略 2　略

議案第　２号

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務等を個人番号を利用することができる事務に追加すること等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成２７年柏市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第２条各号列記以外の部分中「，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところ」を「使用する用語は，法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１９条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第９号）において使用する用語の例」に改め，同条各号を削る。

第３条第１項を次のように改める。

法第９条第２項の条例で定める事務は，次に掲げる事務とする。

(1) 別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務

(2) 本市の執行機関が行う法別表の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの

(3) 本市の執行機関が行う特定個人番号利用事務

第３条第２項中「前項」を「前３項」に，「できる」を「あった」に改め，「，法令」を削り，同項を同条第５項とし，同条第１項の次に次の３項を加える。

２　別表第２の左欄に掲げる機関は，同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の右欄に掲げる特定個人情報及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（特定個人情報であるもののうち規則で定めるものに限る。以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。

３　本市の執行機関は，第１項第２号に掲げる事務を処理するため

に必要な限度で，規則で定める特定個人情報及び住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

４　本市の執行機関は，特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で，利用特定個人情報及び住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。

第４条第１項中「場合は，本市の機関が，本市の他の機関に対し，特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において，当該本市の他の機関が当該利用特定個人情報を提供する」を「ときは，次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 本市の執行機関が，本市の他の執行機関に対し，特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において，当該本市の他の執行機関が当該利用特定個人情報を提供するとき。

(2) 別表第３の第１欄に掲げる機関が，同表の第３欄に掲げる機関に対し，同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において，当該機関が当該特定個人情報を提供するとき。

第４条第２項中「による利用特定個人情報」の次に「又は特定個人情報」を加え，「，法令」を削り，「当該利用特定個人情報」の次に「又は当該特定個人情報」を加える。

別表を削り，附則の次に別表として次の３表を加える。

別表第１（第３条第１項第１号）

機関	事務
１　市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
２　市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
３　市長	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であっ

	て規則で定めるもの
４　市長	柏市遺児等養育手当等支給条例（昭和４６年柏市条例第１５号）に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
５　市長	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和４８年柏市条例第３８号）に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
６　市長	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
７　市長	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
８　市長	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
９　市長	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
１０　市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第７７条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
１１　市長	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
１２　市長	介護保険法（平成９年法律第１２３号）による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
１３　市長	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
１４　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
１５　教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

１６　教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
１７　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第２（第３条第２項）

機関	事務	特定個人情報
1　市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
2　市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3　市長	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報，地方税関係情報，住民票関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4　市長	柏市遺児等養育手当等支給条例に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
5　市長	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報，地方税関係情報，生活保護関係情報又は障害者総合支援法第７条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6　市長	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者総合支援法第７条に規定する他の法令により行

		われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7　市長	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8　市長	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9　市長	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
１０　市長	障害者総合支援法第７７条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報，地方税関係情報，住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
１１　市長	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
１２　市長	介護保険法による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
１３　市長	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第３（第４条第１項第２号）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1　教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規

	費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの		則で定めるもの
2　教育委員会	学校教育法第１９条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は，公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第２号資料

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例について

柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例（平成２７年柏市条例第４２号）新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　個人番号　法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2)　特定個人情報　法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)　特定個人番号利用事務　法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6)　利用特定個人情報　法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。	(定義) 第2条　この条例において使用する用語は，法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)において使用する用語の例による。
(個人番号の利用範囲) 第3条　法第9条第2項の条例で定める事務は次の各号に掲げる事務とし，市長は当該各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で，それぞれ当該各号に定める特定個人情報又は利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報を受けることができる場合は，この限りでない。 (1)　別表の左欄に掲げる事務　同表の右欄に掲げる特定個人情報 (2)　法別表の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの　規則で定める特定個人情報 (3)　特定個人番号利用事務　利用特定個人情報	(個人番号の利用範囲) 第3条　法第9条第2項の条例で定める事務は，次に掲げる事務とする。 (1)　別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2)　本市の執行機関が行う法別表の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの (3)　本市の執行機関が行う特定個人番号利用事務 2　別表第2の左欄に掲げる機関は，同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の右欄に掲げる特定個人情報及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(特定個人情報であるも

	ののうち規則で定めるものに限る。以下「住登外者宛名情報」という。)であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
	3　本市の執行機関は，第1項第2号に掲げる事務を処理するために必要な限度で，規則で定める特定個人情報及び住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
	4　本市の執行機関は，特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で，利用特定個人情報及び住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし，法の規定により，情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は，この限りでない。
2　前項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において，法令，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。	5　前3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用があった場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)
第4条　法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は，本市の機関が，本市の他の機関に対し，特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において，当該本市の他の機関が当該利用特定個人情報を提供するときとする。	第4条　法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができるときは，次に掲げるときとする。
	(1)　本市の執行機関が，本市の他の執行機関に対し，特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において，当該本市の他の執行機関が当該利用特定個人情報を提供するとき。
	(2)　別表第3の第1欄に掲げる機関が,同表の第3欄に掲げる機関に対し，同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で，同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において，当該機関が当該特定個人情報を提供するとき。
2　前項の規定による利用特定個人情報の提供があった場合において，法令，他の条例，規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が	2　前項の規定による利用特定個人情報又は特定個人情報の提供があった場合において，他の条例，規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報又は当該特定個人情報と同一

義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。

別表(第3条第1項第1号)

事務	特定個人情報
子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)，船員保険法(昭和14年法律第73号)，私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)，国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)，国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法第9条第3項に規定する戸籍関係情報(以下「戸籍関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
柏市遺児等養育手当等支給条例(昭和46年柏市条例第15号)に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの

の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第3条第1項第1号)

機関	事務
1　市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2　市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3　市長	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4　市長	柏市遺児等養育手当等支給条例(昭和46年柏市条例第15号)に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5　市長	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和48年柏市条例第38号)に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6　市長	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7　市長	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8　市長	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9　市長	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10　市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11　市長	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12　市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
13　市長	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
15　教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
16　教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
17　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第2(第3条第2項)

機関	事務	特定個人情報
1　市長	子どもの医療に要する費用	医療保険給付関

	の助成に関する事務であって規則で定めるもの	係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
2　市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3　市長	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報，地方税関係情報，住民票関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
4　市長	柏市遺児等養育手当等支給条例に基づく遺児等の養育手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	戸籍関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
5　市長	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例に基づく重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報，地方税関係情報，生活保護関係情報又は障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6　市長	精神障害者の入院加療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者総合支援法第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7　市長	心身障害者等の福祉タクシーの利用に係る運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8　市長	心身障害者の使用に係る自動車の燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9　市長	軽度中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10　市長	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する地域生活支援サービスに係る給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報，地方税関係情報，住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11　市長	障害者等の日常生活用具の購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるも

		の
12　市長	介護保険法による指定居宅サービス等の利用者負担に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
13　市長	認可外保育施設の利用者に対する扶助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第4条第1項第2号)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1　教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒等の就学の援助に係る奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2　教育委員会	学校教育法第19条の規定により実施する就学の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

議案第　３号

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い，育児を行う職員の時間外勤務の免除の制度に係る当該職員が養育する子の年齢に係る要件を改めるとともに，仕事と介護との両立に資する制度の周知等勤務環境の整備に関する措置を講じることとしたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例

柏市職員勤務時間条例（昭和５３年柏市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条の２の４第１項及び第２項後段中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第９条の３第１項中「定める者」の次に「（第１２条第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

第１１条を第１４条とし，第１０条の２を第１１条とし，同条の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１２条　任命権者は，職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは，当該職員に対して，仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに，介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は，職員に対して，当該職員が４０歳に達した日の属する年度において，前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１３条　任命権者は，介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

（施行期日）

1　この条例は，令和７年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を改正後の第４条の２の４第１項の規定による請求に係る期間の初日とする当該請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は，施行日前においても，規則で定めるところにより，当該請求を行うことができる。

議案第３号資料

柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例について

柏市職員勤務時間条例（昭和５３年柏市条例第３号）新旧対照表

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)	(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除)
第4条の2の4　任命権者は，3歳に満たない子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き，第4条の2第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。	第4条の2の4　任命権者は，小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き，第4条の2第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。
2　前項の規定は，第9条の3第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において，前項中「3歳に満たない子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育する」とあるのは「第9条の3第1項に規定する要介護者のある職員が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護する」と，「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	2　前項の規定は，第9条の3第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において，前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育する」とあるのは「第9条の3第1項に規定する要介護者のある職員が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護する」と，「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
3　略	3　略
(介護休暇)	(介護休暇)
第9条の3　介護休暇は，職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)，父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者で，負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため，任命権者が，規則で定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第9条の3　介護休暇は，職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)，父母，子，配偶者の父母その他規則で定める者(第12条第1項において「配偶者等」という。)で，負傷，疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため，任命権者が，規則で定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2及び3　略	2及び3　略
(会計年度任用職員の勤務時間等)	(会計年度任用職員の勤務時間等)
第10条の2　略	第11条　略
	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)
	第12条　任命権者は，職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し

	出たときは，当該職員に対して，仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに，介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2　任命権者は，職員に対して，当該職員が40歳に達した日の属する年度において，前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第13条　任命権者は，介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
(委任) 第11条　略	(委任) 第14条　略

議案第　４号

柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき，特定法人の業務に従事させるための職員の派遣に関し必要な事項を定めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例

柏市職員公益的法人等派遣等条例（平成１３年柏市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに第９条」を「，第９条，第１０条第１項及び第２項並びに第１２条第１項」に改める。

第５条中「第７条に」を「第７条，第１５条，第１６条，第１７条及び第１８条第１項に」に改め，「昭和３０年柏市条例第１３号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第９条中「除く」の次に「。第１９条において同じ」を加える。

第１０条を第２０条とし，第９条の次に次の７条，見出し及び３条を加える。

（法第１０条第１項に規定する条例で定める法人）

第１０条　法第１０条第１項に規定する株式会社（以下「特定法人」という。）は，本市が出資している株式会社であって，その業務の全部又は一部が地域の振興，住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり，かつ，本市がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるもののうち規則で定めるものとする。

（法第１０条第１項に規定する条例で定める職員）

第１１条　法第１０条第１項に規定する条例で定める職員は，第２条第２項各号に掲げる職員とする。

（法第１０条第１項に規定するその他の条例で定める場合）

第１２条　法第１０条第１項に規定するその他の条例で定める場合は，次に掲げる場合とする。

(1) 法第１０条第２項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって，退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないとき又は適当でないと認められるとき。

ア　退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ　法第１０条第１項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ　退職派遣者が心身の故障のため，業務の遂行に支障があり，若しくはこれに堪えない場合又は長期の休業を要する場合

エ　退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

（法第１０条第１項に規定するその他条例で定める場合）

第１３条　法第１０条第１項に規定するその他条例で定める場合は，退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に，刑法（明治４０年法律第４５号）その他の法令の規定に違反した場合であって，当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば，地方公務員法第２９条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

（法第１０条第２項に規定する条例で定める事項）

第１４条　法第１０条第２項に規定する条例で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 法第１０条第１項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（採用された職員に関する柏市一般職職員給与条例の特例）

第１５条　法第１０条第１項の規定により採用された職員に関する給与条例第１４条第１項の規定の適用については，特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第７条第２項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第１６条　退職派遣者が法第１０条第１項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については，部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において，規則で定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する柏市職員退職手当条例の特例）

第１７条　法第１０条第１項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については，特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第４条第２項，第５条第１項及び第６条の４第１項に規定する公務上の傷病又は死亡と，当該業務に係る労働者災害補償保険法第７条第２項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第４条第２項，第５条第２項及び第６条の４第１項に規定する通勤による傷病とみなす。

第１８条　職員が，法第１０条第１項の規定により，任命権者の要請に応じ，引き続いて特定法人で，退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において，職員が，任命権者の要請に応じ，退職手当を支給されないで，引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に，職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し，かつ，引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第１０条第１項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第７条第１項の規定による在職期間の計算については，先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は，職員としての引き続いた在職期間とみなす。

２　前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については，退職手当条例第７条（第５項を除く。）の規定を準用して計算する。

３　法第１０条第１項の規定により退職し，引き続いて特定法人役職員となった場合においては，退職手当条例の規定による退職手当は，支給しない。

（報告）

第１９条　任命権者は，規則で定めるところにより，退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第１０条第１項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

議案第４号資料

柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例について

柏市職員公益的法人等派遣等条例（平成１３年柏市条例第３７号）新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条　この条例は，公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項，第5条第1項，第6条第2項並びに第9条の規定により，公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条　この条例は，公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3項，第5条第1項，第6条第2項，第9条，第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定により，公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。
(職務に復帰した職員に関する柏市一般職職員給与条例の特例)	(職務に復帰した職員に関する柏市一般職職員給与条例の特例)
第5条　職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第14条第1項の規定の適用については，派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。	第5条　職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。第7条，第15条，第16条，第17条及び第18条第1項において同じ。)に関する柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号。以下「給与条例」という。)第14条第1項の規定の適用については，派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。
(報告)	(報告)
第9条　任命権者(市長である任命権者を除く。)は，規則で定めるところにより，派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。	第9条　任命権者(市長である任命権者を除く。第19条において同じ。)は，規則で定めるところにより，派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。
	(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)
	第10条　法第10条第1項に規定する株式会社(以下「特定法人」という。)は，本市が出資している株式会社であって，その業務の全部又は一部が地域の振興，住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり，かつ，本市がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるもののうち規則で定めるものとする。
	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)
	第11条　法第10条第1項に規定する条例で定める職員は，第2条第2項各号に掲げる職員とする。
	(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)
	第12条　法第10条第1項に規定するその他の条

例で定める場合は，次に掲げる場合とする。

(1)　法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2)　次に掲げる場合であって，退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないとき又は適当でないと認められるとき。

ア　退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ　法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ　退職派遣者が心身の故障のため，業務の遂行に支障があり，若しくはこれに堪えない場合又は長期の休業を要する場合

エ　退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3)　公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第13条　法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は，退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に，刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって，当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば，地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められるときとする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

第14条　法第10条第2項に規定する条例で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1)　法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2)　前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する柏市一般職職員給与条例の特例)

第15条　法第10条第1項の規定により採用された職員に関する給与条例第14条第1項の規定の適用については，特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条　退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその

	者の職務の級及び号給については，部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において，規則で定めるところにより，必要な調整を行うことができる。 (採用された職員に関する柏市職員退職手当条例の特例) 第17条　法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については，特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項，第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と，当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項，第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。 第18条　職員が，法第10条第1項の規定により，任命権者の要請に応じ，引き続いて特定法人で，退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において，職員が，任命権者の要請に応じ，退職手当を支給されないで，引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に，職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。)としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し，かつ，引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された者の退職手当条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については，先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は，職員としての引き続いた在職期間とみなす。 2　前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については，退職手当条例第7条(第5項を除く。)の規定を準用して計算する。 3　法第10条第1項の規定により退職し，引き続いて特定法人役職員となった場合においては，退職手当条例の規定による退職手当は，支給しない。 (報告) 第19条　任命権者は，規則で定めるところにより，退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。
(委任) 第10条　略	(委任) 第20条　略

議案第　５号

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

消防団員の報酬の額を改めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和６１年柏市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１５号中「１２６，５００円」を「１４０，０００円」に改め，同表第１６号中「８７，０００円」を「１１０，０００円」に改め，同表第１７号中「６６，５００円」を「９５，０００円」に改め，同表第１８号中「５４，５００円」を「８５，０００円」に改め，同表第１９号中「５４，５００円」を「７８，０００円」に改め，同表第２０号中「４８，０００円」を「５７，０００円」に改め，同表第２１号中「４３，０００円」を「４８，０００円」に改め，同表第２２号中「３８，５００円」を「４３，０００円」に改め，同表第２３号中「３６，５００円」を「４０，０００円」に改め，同表第２４号の２中「３，５００円」を「６，０００円以内で任命権者が定める額」に改め，同表第２４号の３中「２，５５０円」を「３，２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第１第２４号の２及び第２４号の３の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出動（水火災及び地震等の災害に係るものを除く。以下同じ。）に係る報酬の額について適用し，施行日前の出動に係る報酬の額については，なお従前の例による。

議案第５号資料

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例について

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和６１年柏市条例第３号）新旧対照表

改正前

別表第1(第2条)

号	職名	支給区分	報酬額
1から14まで　略			
15	消防団長	年額	126,500円
16	消防団副団長	年額	87,000円
17	消防団方面隊長	年額	66,500円
18	消防団副方面隊長	年額	54,500円
19	消防団分団長	年額	54,500円
20	消防団副分団長	年額	48,000円
21	消防団部長	年額	43,000円
22	消防団班長	年額	38,500円
23	消防団員	年額	36,500円
24　略			
24の2	訓練に出動した第15号から第23号までに掲げる職員	１回当たりの額	3,500円
24の3	前2号に掲げる出動以外の出動をした第15号から第23号までに掲げる職員	１回当たりの額	2,550円
25から44まで　略			

備考　略

改正後

別表第1(第2条)

号	職名	支給区分	報酬額
1から14まで　略			
15	消防団長	年額	140,000円
16	消防団副団長	年額	110,000円
17	消防団方面隊長	年額	95,000円
18	消防団副方面隊長	年額	85,000円
19	消防団分団長	年額	78,000円
20	消防団副分団長	年額	57,000円
21	消防団部長	年額	48,000円
22	消防団班長	年額	43,000円
23	消防団員	年額	40,000円
24　略			
24の2	訓練に出動した第15号から第23号までに掲げる職員	１回当たりの額	6,000円以内で任命権者が定める額
24の3	前2号に掲げる出動以外の出動をした第15号から第23号までに掲げる職員	１回当たりの額	3,200円
25から44まで　略			

備考　略

議案第　６号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，関係条例の整理を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（柏市一般職職員給与条例の一部改正）

第１条　柏市一般職職員給与条例（昭和３０年柏市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２１条の２第３号及び第４号並びに第２１条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（柏市職員退職手当条例の一部改正）

第２条　柏市職員退職手当条例（昭和３０年柏市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１号及び第５項第２号，第１４条の見出し，同条第１項第１号，第１５条第１項第１号並びに第１７条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（柏市消防団員退職報償金条例の一部改正）

第３条　柏市消防団員退職報償金条例（昭和３９年柏市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第６条中「一に」を「いずれかに」に改め，同条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（柏市ラブホテル建築規制条例の一部改正）

第４条　柏市ラブホテル建築規制条例（昭和６０年柏市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市環境保全条例の一部改正）

第５条　柏市環境保全条例（平成１３年柏市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第９４条第１項から第４項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第６条　柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平

成１６年柏市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１６条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市産業廃棄物不適正処理防止条例の一部改正）

第７条　柏市産業廃棄物不適正処理防止条例（平成１９年柏市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第２９条及び第３０条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正）

第８条　柏市浄化槽保守点検業者登録条例（平成１９年柏市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市土砂等埋立て等規制条例の一部改正）

第９条　柏市土砂等埋立て等規制条例（平成１９年柏市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第３９条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市硫酸ピッチ生成禁止条例の一部改正）

第１０条　柏市硫酸ピッチ生成禁止条例（平成２０年柏市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第９条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正）

第１１条　柏市公設総合地方卸売市場業務条例（令和２年柏市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第９条第４項第３号イ及び第１９条第４項第３号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第１２条　柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年柏市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

附則第７項及び第９項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については，なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して，他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において，当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは，当該刑のうち懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（柏市一般職職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第３条　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）（以下「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第１条の規定による改正後の柏市一般職職員給与条例第２１条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（柏市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　刑法等一部改正法等及びこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第２条の規定による改正後の柏市職員退職手当条例第１３条第１項及び第５項，第１４条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１７条第４項並びに柏市職員退職手当条例第１７条第３項の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第６号資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

柏市一般職職員給与条例（昭和３０年柏市条例第１３号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(期末手当の支給制限)	(期末手当の支給制限)
第21条の2　次の各号のいずれかに該当する者には，前条第1項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては，その支給を一時差し止めた期末手当)は，支給しない。	第21条の2　次の各号のいずれかに該当する者には，前条第1項の規定にかかわらず，当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては，その支給を一時差し止めた期末手当)は，支給しない。
(1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
(3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で，その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	(3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で，その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたもの	(4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め)	(期末手当の支給の一時差止め)
第21条の3　任命権者は，支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第21条の3　任命権者は，支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は，当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して，その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ，その判決が確定していない場合	(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に，その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して，その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ，その判決が確定していない場合
(2)　略	(2)　略
2　略	2　略
3　任命権者は，一時差止処分について，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし，第3号に該当する場合において，一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。	3　任命権者は，一時差止処分について，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし，第3号に該当する場合において，一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。
(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止	(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止

処分の理由となった行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられなかった場合	処分の理由となった行為に係る刑事事件に関して拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
(2)及び(3)　略	(2)及び(3)　略
4から6まで　略	4から6まで　略

柏市職員退職手当条例（昭和３０年柏市条例第２６号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)
第13条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	第13条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
(1)　職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において，その判決の確定前に退職をしたとき。	(1)　職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り，刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において，その判決の確定前に退職をしたとき。
(2)　略	(2)　略
2から4まで　略	2から4まで　略
5　第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし，第3号に該当する場合において，当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。	5　第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は，次の各号のいずれかに該当するに至った場合には，速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし，第3号に該当する場合において，当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは，この限りでない。
(1)　略	(1)　略
(2)　当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき，判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって，次条第1項の規定による処分を受けることなく，当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	(2)　当該支払差止処分を受けた者について，当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき，判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって，次条第1項の規定による処分を受けることなく，当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
(3)　略	(3)　略
6から10まで　略	6から10まで　略
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)	(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)
第14条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，	第14条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，

当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において，当該退職をした者が死亡したときは，当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し，第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して，当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては，基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3)　略

2から6まで　略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，第12条第1項に規定する事情のほか，当該退職をした者の生計の状況を勘案して，当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項，第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には，これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3)　略

2から6まで　略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条　略

2及び3　略

4　退職手当の受給者が，当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において，当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り，当該退職手当の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該刑事事

当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において，当該退職をした者が死亡したときは，当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し，第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して，当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては，基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3)　略

2から6まで　略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において，次の各号のいずれかに該当するときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職をした者に対し，第12条第1項に規定する事情のほか，当該退職をした者の生計の状況を勘案して，当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項，第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には，これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3)　略

2から6まで　略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条　略

2及び3　略

4　退職手当の受給者が，当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において，当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは，当該退職に係る退職手当管理機関は，当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り，当該退職手当の受給者の相続人に対し，当該退職をした者が当該刑事

件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として，当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には，失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5から8まで　略	事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として，当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には，失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。 5から8まで　略

柏市消防団員退職報償金条例（昭和３９年柏市条例第３７号）新旧対照表（第３条関係）

改正前	改正後
(退職報償金支給の制限) 第6条　退職報償金は，次の各号の一に該当する者には支給しない。 (1)　禁錮(こ)以上の刑に処せられた者 (2)から(5)まで　略	(退職報償金支給の制限) 第6条　退職報償金は，次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)から(5)まで　略

柏市ラブホテル建築規制条例（昭和６０年柏市条例第２８号）新旧対照表（第４条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第14条　第3条の規定に関する第11条の規定による市長の命令に違反した者は，6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。 2　略	(罰則) 第14条　第3条の規定に関する第11条の規定による市長の命令に違反した者は，6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。 2　略

柏市環境保全条例（平成１３年柏市条例第３２号）新旧対照表（第５条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第94条　第29条第2項，第34条第2項，第36条の7第2項，第36条の12第2項，第50条第2項，第55条第2項，第72条第2項又は第77条第2項の規定による命令に違反した者は，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2　第64条第2項の規定による命令に違反した者は，1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 3　次の各号のいずれかに該当する者は，6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2)　略 4　第25条第1項，第28条第1項，第36条の4第1項又は第36条の6第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 5及び6　略	(罰則) 第94条　第29条第2項，第34条第2項，第36条の7第2項，第36条の12第2項，第50条第2項，第55条第2項，第72条第2項又は第77条第2項の規定による命令に違反した者は，1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2　第64条第2項の規定による命令に違反した者は，1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 3　次の各号のいずれかに該当する者は，6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2)　略 4　第25条第1項，第28条第1項，第36条の4第1項又は第36条の6第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。 5及び6　略

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１６年柏市条例第１２号）新旧対照表（第６条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第16条　第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は，1年以下の懲役又は50万円以下の	(罰則) 第16条　第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は，1年以下の拘禁刑又は50万円以下

罰金に処する。	の罰金に処する。

柏市産業廃棄物不適正処理防止条例（平成１９年柏市条例第５７号）新旧対照表（第７条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第29条　次のいずれかに該当する者は，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(4)まで　略 第30条　第13条第3項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して，小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は，6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第31条及び第32条　略	(罰則) 第29条　次のいずれかに該当する者は，2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(4)まで　略 第30条　第13条第3項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して，小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は，6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第31条及び第32条　略

柏市浄化槽保守点検業者登録条例（平成１９年柏市条例第５９号）新旧対照表（第８条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第17条　次のいずれかに該当する者は，1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1)から(3)まで　略 第18条　略	(罰則) 第17条　次のいずれかに該当する者は，1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1)から(3)まで　略 第18条　略

柏市土砂等埋立て等規制条例（平成１９年柏市条例第６０号）新旧対照表（第９条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第39条　次のいずれかに該当する者は，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(3)まで　略 第40条及び第41条　略	(罰則) 第39条　次のいずれかに該当する者は，1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(3)まで　略 第40条及び第41条　略

柏市硫酸ピッチ生成禁止条例（平成２０年柏市条例第１７号）新旧対照表（第１０条関係）

改正前	改正後
(罰則) 第9条　第4条の規定による命令に違反した者は，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第10条　略	(罰則) 第9条　第4条の規定による命令に違反した者は，2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第10条　略

柏市公設総合地方卸売市場業務条例（令和２年柏市条例第１８号）新旧対照表（第１１条関係）

改正前	改正後
(卸売業者の許可) 第9条　略 2及び3　略 4　市長は，第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。 (1)及び(2)　略 (3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。	(卸売業者の許可) 第9条　略 2及び3　略 4　市長は，第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。 (1)及び(2)　略 (3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア　略 イ　禁錮以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの ウ及びエ　略 (4)から(7)まで　略 (仲卸業者の許可) 第19条　略 2及び3　略 4　市長は，第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。 (1)及び(2)　略 (3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア　略 イ　禁錮以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの ウ　略 (4)から(8)まで　略	ア　略 イ　拘禁刑以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの ウ及びエ　略 (4)から(7)まで　略 (仲卸業者の許可) 第19条　略 2及び3　略 4　市長は，第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは，同項の許可をしてはならない。 (1)及び(2)　略 (3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア　略 イ　拘禁刑以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの ウ　略 (4)から(8)まで　略

柏市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年柏市条例第３３号）新旧対照表（第１２条関係）

改正前	改正後
附　則 (経過措置) 3から6まで　略 7　次に掲げる者が，正当な理由がないのに，施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する個人情報データベース(その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2)　略 8　略 9　附則第7項各号に掲げる者又は前項に規定する者が，その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関又は指定管理者が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 10　略	附　則 (経過措置) 3から6まで　略 7　次に掲げる者が，正当な理由がないのに，施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項に規定する個人情報データベース(その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは，2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2)　略 8　略 9　附則第7項各号に掲げる者又は前項に規定する者が，その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関又は指定管理者が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 10　略

議案第　７号

柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

国家公務員の給与改定に準じ，扶養手当及び管理職員特別勤務手当に係る支給要件の改定，定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例

（柏市一般職職員給与条例の一部改正）

第１条　柏市一般職職員給与条例（昭和３０年柏市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し，同条第１項ただし書中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に，「以下「扶養親族である配偶者，」を「第３項において「扶養親族である」に改め，「（以下「行（一）９級職員等」という。）」を削り，同条第２項中第１号を削り，第２号を第１号とし，第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ，同条第３項中「扶養親族である配偶者，父母等」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については１人につき１３，０００円，扶養親族である父母等」に改め，「（以下「行（一）８級職員」という。）」及び「，前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については１人につき１０，０００円」を削り，同条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り，「特定期間に」を「当該期間に」に改め，同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

第１１条を次のように改める。

第１１条　削除

第１１条の３第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加え，同条第２項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては，当該各号に定める額の合計額）」に改め，同項第１号中「掲げる

額」を「定める額」に改める。

第１２条第１項第１号中「有料道路（以下」の次に「この条において」を，「料金（以下」の次に「この項から第３項までにおいて」を加え，同項第２号中「交通の用具」の次に「で規則で定めるもの」を，「以下」の次に「この条において」を加え，同条第２項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め，同項第１号本文中「をいう。以下」の次に「この条において」を加え，「市長が」を削り，「その者」を「当該職員」に，「以下「運賃等相当額」という。）。」を「次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）」に改め，同号ただし書を削り，同項第２号を次のように改める。

(2) 前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額（短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等（１か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては，その額から，その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア　自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道４キロメートル未満である職員　２，１００円

イ　使用距離が片道４キロメートル以上６キロメートル未満である職員　３，１００円

ウ　使用距離が片道６キロメートル以上８キロメートル未満である職員　４，１００円

エ　使用距離が片道８キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　５，１００円

オ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

カ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円

キ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円

ク　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円

ケ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円

コ　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円

サ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円

シ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円

ス　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円

セ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円

ソ　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円

第１２条第２項第３号中「（１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り，同条第３項中「から通勤」を「からの通勤」に，「以下「」を「第１号，次項及び第５項において「」に改め，「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り，「以下同じ」を「第１号及び次項において同じ」に，「規則で定めるところにより算出したその者の１か月の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額（その額が２０，０００円を超えるときは，２０，０００円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき，規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による

額

第１２条第４項中「国，他の地方公共団体等の職員であった者から引き続き」を「新たに」に改め，「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り，同条第７項中「もののほか，」の次に「通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他」を，「支給」の次に「及び返納」を加え，同項を同条第８項とし，同条第６項を同条第７項とし，同条第５項を同条第６項とし，同条第４項の次に次の１項を加える。

５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては，その合計額），第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては，その合計額）の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は，前３項の規定にかかわらず，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第１２条の２第３項中「国，他の地方公共団体等の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり，これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め，「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第２０条の２第１項中「第２２条の２に規定する職員の職のうち，規則で定めるものが，」を「第２２条の２第１項に規定する職を占める職員のうち規則で定めるものが」に，「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第２項中「第２２条の２」を「同項」に，「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め，「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え，「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第３項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては，その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」

を加え，同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては，その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２４条の３中「第１０条，第１１条」を「第１０条」に改め，「短時間勤務職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加え，同条に次の１項を加える。

２　第１０条及び第１１条の４の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（柏市企業職員給与条例の一部改正）

第２条　柏市企業職員給与条例（昭和４２年柏市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第３条第３項中「種類は」を「種類」に改める。

第６条第１項に次のただし書を加える。

ただし，次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は，管理者が定める職員に対しては，支給しない。

第６条第２項第１号を次のように改める。

(1) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

第６条第２項第２号中「子及び」を削る。

第６条の３第１号中「指定する」を「定める」に改める。

第７条第１号中「有料の道路を利用し，かつ，」を「有料道路（第３号において「交通機関等」という。）を利用して」に改め，「料金」の次に「（同号において「運賃等」という。）」を，「職員」の次に「（管理者が定める職員を除く。）」を加え，同条第２号中「用具」を「交通の用具で管理者が定めるもの（次号において「自転車等」という。）」に改め，「職員」の次に「（管理者が定める職員を除く。）」を加え，同条に次の１号を加える。

(3) 通勤のため，交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自転車等を使用することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）

第１２条の２第１項中「勤務する」を「勤務をした」に改め，同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め，「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え，「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１８条の２の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め，同条中「規定は，」の次に「職員のうち地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（」を加え，「地方公務員法第２２条の４第１項」を「同項」に，「）又は柏市一般職任期付職員採用条例（平成２５年柏市条例第５１号）第４条の規定により採用された職員」を「次項において同じ。）を除く。）」に改め，同条に次の１項を加える。

２　第６条及び第１５条の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の柏市一般職職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第１０条の規定の適用については，同条第１項ただし書中「対しては，」とあるのは「対しては支給せず，次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は，行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるものに対しては」と，同条第２項中

「

(5) 重度心身障害者　とあるのは

」

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事　と，
情にある者を含む。）

」

同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と，「とする」とあるのは「，前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

3　施行日から令和８年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の柏市企業職員給与条例第６条の規定の適用については，同条第１項ただし書中「第５号」とあるのは「第６号」と，同条第２項中

「

(5) 重度心身障害者　とあるのは

」

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事　とす
情にある者を含む。）

」

る。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

4　改正後の給与条例第１２条第４項及び第１２条の２第３項の規定は，施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

5　附則第２項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長又は上下水道事業管理者が別に定める。

（柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正）

6　柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１０条の表以外の部分中「第５項及び第６項」を「第６項及び第７項」に改め，同表を次のように改める。

読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句

る給与条例の規定		
第１２条第２項第１号	支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては，１か月）をいう。以下この条において同じ。）につき，	会計年度任用職員に係る
	支給単位期間の	１か月の
第１２条第２項第２号	支給単位期間につき，それぞれ次に定める額（短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等	それぞれ次に定める額
	規則	会計年度任用職員に係る規則
	職員に限る。）	職員
第１２条第３項第１号	支給単位期間につき，	会計年度任用職員に係る
	支給単位期間の	１か月の
第１２条第５項	運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額	運賃等相当額
	特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額	特別料金等相当額
	当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額	１５０，０００円
第１２条第８項	規則	会計年度任用職員に係る規則

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

7　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年柏市条例第２２号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第３条第４項中「第２４条の３」を「第２４条の３第２項」に改める。

附則第５条第１項中「第１８条の２」を「第１８条の２第１項」に改め，同条第２項中「第１８条の２」を「第１８条の２第２項」に改める。

議案第７号資料

柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例について

柏市一般職職員給与条例（昭和３０年柏市条例第１３号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第10条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者，父母等」という。)に係る扶養手当は，行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行(一)9級職員等」という。)に対しては，支給しない。	第10条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族である父母等」という。)に係る扶養手当は，行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては，支給しない。
2　前項の扶養親族とは，次に掲げる者で他に生計のみちがなく，主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2　前項の扶養親族とは，次に掲げる者で他に生計のみちがなく，主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1)　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	
(2)　略	(1)　略
(3)　略	(2)　略
(4)　略	(3)　略
(5)　略	(4)　略
(6)　略	(5)　略
3　扶養手当の月額は，扶養親族である配偶者，父母等については1人につき6,500円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行(一)8級職員」という。)にあっては，3,500円)，前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円とする。	3　扶養手当の月額は，前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円，扶養親族である父母等については1人につき6,500円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては，3,500円)とする。
4　扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4　扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
	5　前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。
第11条　新たに職員となった者に扶養親族(行(一)9級職員等にあっては，扶養親族である子に限る。)がある場合，行(一)9級職員等から行(一)9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者，父母等がある場合又は職員	第11条　削除

に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その職員は，直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(行(一)9級職員等に扶養親族である配偶者，父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2)　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が，22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行(一)9級職員等に扶養親族である配偶者，父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2　扶養手当の支給は，新たに職員となった者に扶養親族(行(一)9級職員等にあっては，扶養親族である子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日，行(一)9級職員等から行(一)9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)9級職員等以外の職員となった日，職員に扶養親族(行(一)9級職員等にあっては，扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月)から開始し，扶養手当を受けている職員が離職し，又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し，又は死亡した日，行(一)9級職員等以外の職員から行(一)9級職員等となった職員に扶養親族である配偶者，父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)9級職員等となった日，扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(一)9級職員等にあっては，扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし，扶養手当の支給の開始については，同項の規定による届出が，これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは，その日の属する月)から行うものとする。

3　扶養手当は，次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その事実が生じた

日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは，その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1)　扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(一)9級職員等にあっては，扶養親族である子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3)　扶養親族である配偶者，父母等及び扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある行(一)9級職員等が行(一)9級職員等以外の職員となった場合 (4)　扶養親族である配偶者，父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(一)8級職員が行(一)8級職員及び行(一)9級職員等以外の職員となった場合 (5)　扶養親族である配偶者，父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)9級職員等以外のものが行(一)9級職員等となった場合 (6)　扶養親族である配偶者，父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)8級職員及び行(一)9級職員等以外のものが行(一)8級職員となった場合 (7)　職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合	
(住居手当)	(住居手当)
第11条の3　住居手当は，次に掲げる職員に支給する。 (1)　略 (2)　第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの	第11条の3　住居手当は，次に掲げる職員に支給する。 (1)　略 (2)　第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で，配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
2　住居手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1)　前項第1号に掲げる職員　次に掲げる職	2　住居手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては，当該各号に定める額の合計額)とする。 (1)　前項第1号に掲げる職員　次に掲げる職

員の区分に応じ，それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じるときは，これを切り捨てた額)に相当する額

ア及びイ　略

(2)　略

(通勤手当)

第12条　通勤手当は，次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)　通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3)　略

2　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては，1か月)をいう。以下同じ。)につき，市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは，支給単位期間につき，55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において，1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

員の区分に応じ，それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じるときは，これを切り捨てた額)に相当する額

ア及びイ　略

(2)　略

(通勤手当)

第12条　通勤手当は，次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)　通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって，自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3)　略

2　通勤手当の額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては，1か月)をいう。以下この条において同じ。)につき，規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2)　前項第2号に掲げる職員　支給単位期間につき，自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,100円，使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員にあっては3,100円，使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員にあっては4,100円，使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては5,100円，使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあっては7,100円，使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあっては10,000円，使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあっては12,900円，使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあっては15,800円，使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあっては18,700円，使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあっては21,600円，使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあっては24,400円，使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあっては26,200円，使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあっては28,000円，使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては29,800円，使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあっては31,600円(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち，1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては，その額から，その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ，支給単位期間につき，それぞれ次に定める額(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等(1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては，その額から，その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア　自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員　2,100円

イ　使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員　3,100円

ウ　使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員　4,100円

エ　使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員　5,100円

オ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円

カ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円

キ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円

	ク　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円 ケ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円 コ　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円 サ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円 シ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円 ス　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円 セ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円 ソ　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円
(3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず，かつ，自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離，交通機関等の利用距離，自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ，前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)，第1号に定める額又は前号に定める額	(3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず，かつ，自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離，交通機関等の利用距離，自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ，前2号に定める額，第1号に定める額又は前号に定める額
3　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い，所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより，通勤の実情に変更を生じることとなった職員で規則で定めるもののうち，第1項第1号又は第3号に掲げる職員で，当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し，その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は，前項の規定にかかわらず，規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは，20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。	3　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い，所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより，通勤の実情に変更を生じることとなった職員で規則で定めるもののうち，第1項第1号又は第3号に掲げる職員で，当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため，新幹線鉄道等の特別急行列車，高速自動車国道その他の交通機関等(第1号，次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し，その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は，前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に

	係る通勤手当　支給単位期間につき，規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。) (2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額
4　前項の規定は，国，他の地方公共団体等の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち，第1項第1号又は第3号に掲げる職員で，当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため，新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し，その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。	4　前項の規定は，新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち，第1項第1号又は第3号に掲げる職員で，当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため，新幹線鉄道等を利用し，その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
	5　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては，その合計額)，第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては，その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は，前3項の規定にかかわらず，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
5　略	6　略
6　略	7　略
7　前各項に規定するもののほか，通勤手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。	8　前各項に規定するもののほか，通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は，規則で定める。
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第12条の2　略	第12条の2　略
2　略	2　略
3　国，他の地方公共団体等の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり，これに伴い，住居を移転し，父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活す	3　新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い，住居を移転し，父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により，同居していた配偶者と別居することとなった職員で，当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち，単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定によ

ることを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には，前2項の規定に準じて，単身赴任手当を支給する。	る単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には，前2項の規定に準じて，単身赴任手当を支給する。
4　略	4　略
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第20条の2　第22条の2に規定する職員の職のうち，規則で定めるものが，臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。	第20条の2　第22条の2第1項に規定する職を占める職員のうち規則で定めるものが臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。
2　前項に規定する場合のほか，第22条の2に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。	2　前項に規定する場合のほか，同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。
3　管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。	3　管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては，その額に100分の150を乗じて得た額)とする。
(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき，12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては，その額に100分の150を乗じて得た額)	(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき，12,000円を超えない範囲内において規則で定める額
(2)　略	(2)　略
4　略	4　略
(短時間勤務職員についての適用除外)	(短時間勤務職員についての適用除外)
第24条の3　第10条，第11条，第11条の3及び第11条の4の規定は，短時間勤務職員には適用しない。	第24条の3　第10条，第11条の3及び第11条の4の規定は，短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)には適用しない。 2　第10条及び第11条の4の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

柏市企業職員給与条例（昭和４２年柏市条例第１０号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は，給料及び手当とする。	第2条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は，給料及び手当とする。
2及び3　略	2及び3　略
(給料表)	(給料表)

第3条　略	第3条　略
2　略	2　略
3　給料表の種類は，給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は，法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。	3　給料表の種類，給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は，法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。
(扶養手当)	(扶養手当)
第6条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。	第6条　扶養手当は，扶養親族のある職員に対して支給する。ただし，次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は，管理者が定める職員に対しては，支給しない。
2　扶養手当の支給については，次に掲げる者で他の生計のみちがなく，主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	2　扶養手当の支給については，次に掲げる者で他の生計のみちがなく，主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1)　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	(1)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	(2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3)から(5)まで　略	(3)から(5)まで　略
(住居手当)	(住居手当)
第6条の3　住居手当は，次に掲げる職員に対して支給する。	第6条の3　住居手当は，次に掲げる職員に対して支給する。
(1)　自ら居住するため住宅を借り受け，家賃を支払っている職員(管理者が指定する者を除く。)	(1)　自ら居住するため住宅を借り受け，家賃を支払っている職員(管理者が定める者を除く。)
(2)　略	(2)　略
(通勤手当)	(通勤手当)
第7条　通勤手当は，次に掲げる職員に対して支給する。	第7条　通勤手当は，次に掲げる職員に対して支給する。
(1)　通勤のため，交通機関又は有料の道路を利用し，かつ，その運賃又は料金を負担することを常例とする職員	(1)　通勤のため，交通機関又は有料道路(第3号において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(同号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(管理者が定める職員を除く。)
(2)　通勤のため，自転車その他の用具を使用することを常例とする職員	(2)　通勤のため，自転車その他の交通の用具で管理者が定めるもの(次号において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(管理者が定める職員を除く。)
	(3)　通勤のため，交通機関等を利用してその運賃等を負担し，かつ，自転車等を使用することを常例とする職員(管理者が定める職員を除く。)
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第12条の2　管理職員特別勤務手当は，第4条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が，臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務する場合	第12条の2　管理職員特別勤務手当は，第4条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が，臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務をした場

改正前	改正後
に支給する。	合に支給する。
2　前項に規定する場合のほか，同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。	2　前項に規定する場合のほか，同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。
(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)	(短時間勤務職員についての適用除外)
第18条の2　第6条，第6条の3及び第15条の規定は，定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項又は同法第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)又は柏市一般職任期付職員採用条例(平成25年柏市条例第51号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。	第18条の2　第6条，第6条の3及び第15条の規定は，職員のうち地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(定年前再任用短時間勤務職員(同項又は同法第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)を除く。)には適用しない。 2　第6条及び第15条の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第１２号）新旧対照表（附則第６項関係）

改正前

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第10条　給与条例第12条(第5項及び第6項を除く。)の規定は，パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第2項第1号	支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては，1か月)をいう。以下同じ。)につき，市長	市長
	支給単位期間の通勤	1か月の通勤
	。ただし，運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは，支給単位期間につき，55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用する	(その額が55,000円を超えるときは，55,000円)

改正後

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第10条　給与条例第12条(第6項及び第7項を除く。)の規定は，パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第2項第1号	支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあっては，1か月)をいう。以下この条において同じ。)につき，	会計年度任用職員に係る
	支給単位期間の	1か月の
第12条第2項第2号	支給単位期間につき，それぞれ次に定める額(短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等	それぞれ次に定める額
	規則	会計年度任用職員に係る規則
	職員に限る。)	職員
第12条第3項第1号	支給単位期間につき，	会計年度任用職員に係る
	支給単位期間の	1か月の

	ものとして当該運賃等の額を算出する場合において，1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)	
第12条第2項第2号	支給単位期間につき，自転車等	自転車等
第12条第2項第3号	前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(その合計額が55,000円を超えるときは，55,000円)
第12条第7項	規則	会計年度任用職員に係る規則

第12条第5項	運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額	運賃等相当額
	特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額	特別料金等相当額
	当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額	150,000円
第12条第8項	規則	会計年度任用職員に係る規則

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年柏市条例第２２号）新旧対照表（附則第７項関係）

改正前	改正後
附　則	附　則
(柏市一般職職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)	(柏市一般職職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)
第3条　略	第3条　略
2及び3　略	2及び3　略
4　暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員は，定年前再任用短時間勤務職員とみなして，新給与条例第21条第3項，第22条第2項，第24条第2項及び第24条の3の規定を適用する。	4　暫定再任用常勤職員及び暫定再任用短時間勤務職員は，定年前再任用短時間勤務職員とみなして，新給与条例第21条第3項，第22条第2項，第24条第2項及び第24条の3第2項の規定を適用する。
(柏市企業職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)	(柏市企業職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)
第5条　暫定再任用短時間勤務職員は，第7条の規定による改正後の柏市企業職員給与条例(次項において「新企業職員給与条例」という。)第18条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。	第5条　暫定再任用短時間勤務職員は，第7条の規定による改正後の柏市企業職員給与条例(次項において「新企業職員給与条例」という。)第18条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
2　新企業職員給与条例第18条の2の規定は，暫定再任用常勤職員について準用する。	2　新企業職員給与条例第18条の2第2項の規定は，暫定再任用常勤職員について準用する。

議案第　８号

柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

雇用保険法の改正に伴い，失業者の退職手当に係る支給内容の変更等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例

柏市職員退職手当条例（昭和３０年柏市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め，同条第１４項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに，当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め，同項各号を削る。

附則第１５項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１０条第１１項（第４号に係る部分に限り，同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は，退職職員（退職した柏市職員退職手当条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し，退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については，なお従前の例による。

議案第８号資料

柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例について

柏市職員退職手当条例（昭和３０年柏市条例第２６号）新旧対照表

改正前	改正後
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条　略	第10条　略
2から10まで　略	2から10まで　略
11　第1項，第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか，第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては，それぞれ当該各号に掲げる金額を，退職手当として，雇用保険法の規定による技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当，移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11　第1項，第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか，第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては，それぞれ当該各号に掲げる金額を，退職手当として，雇用保険法の規定による技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当，移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
(1)から(3)まで　略	(1)から(3)まで　略
(4)　職業に就いた者　雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4)　安定した職業に就いた者　雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
(5)及び(6)　略	(5)及び(6)　略
12及び13　略	12及び13　略
14　第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは，第1項，第3項又は第11項の規定の適用については，次の各号に掲げる退職手当ごとに，当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。	14　第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは，第1項，第3項又は第11項の規定の適用については，雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
(1)　雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数	
(2)　雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数	
15から17まで　略	15から17まで　略
附　則	附　則
1から14まで　略	1から14まで　略
15　令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については，同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と，同項第2号中「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当す	15　令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については，同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と，同項第2号中「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当す

る者として規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって，雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し，かつ，市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。	る者として規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって，同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し，かつ，市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって，雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し，かつ，市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。
16から24まで　略	16から24まで　略

議案第　９号

柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

学校給食センター事業特別会計を廃止したいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特別会計条例の一部を改正する条例

柏市特別会計条例（昭和３９年柏市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１条中第７号を削り，第８号を第７号とし，第９号を第８号とする。

第２条中「第９号」を「第８号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の第１条第７号の規定による学校給食センター事業特別会計は，令和７年５月３１日までは，当該特別会計の出納整理に必要な限度において，なお存続する。

議案第９号資料

柏市特別会計条例の一部を改正する条例について

柏市特別会計条例（昭和３９年柏市条例第２６号）新旧対照表

改正前	改正後
(設置) 第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計をそれぞれ当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)から(6)まで　略 (7)　学校給食センター事業特別会計　学校給食センター事業 (8)　略 (9)　略 (弾力条項の適用) 第2条　前条第1号，第2号，第4号，第5号及び第9号に掲げる特別会計においては，地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	(設置) 第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により，次の各号に掲げる特別会計をそれぞれ当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)から(6)まで　略 (7)　略 (8)　略 (弾力条項の適用) 第2条　前条第1号，第2号，第4号，第5号及び第8号に掲げる特別会計においては，地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

議案第１０号

柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市土地開発基金に属する現金の処分に係る規定を設けること等を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例

柏市土地開発基金条例（昭和４４年柏市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３条の２の見出しを「（預託）」に改め，同条第１項を削り，同条第２項を同条とする。

第７条を第８条とし，第６条の次に次の１条を加える。

（処分）

第７条　市長は，財政上必要があると認めるときは，予算の定めるところにより，基金に属する現金の一部を処分することができる。

２　前項の規定による処分が行われたときは，基金の額は，当該処分をした額に相当する額減少するものとする。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第１０号資料

柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

柏市土地開発基金条例（昭和４４年柏市条例第３８号）新旧対照表

改正前	改正後
(貸付け等) 第3条の2　市長は，基金に属する現金を柏市土地開発公社に貸し付けることができる。 2　略	(預託) 第3条の2 略 (処分) 第7条　市長は，財政上必要があると認めるときは，予算の定めるところにより，基金に属する現金の一部を処分することができる。 2　前項の規定による処分が行われたときは，基金の額は，当該処分をした額に相当する額減少するものとする。
(委任) 第7条　略	(委任) 第8条　略

議案第１１号

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定について

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市沼南近隣センターの位置並びに施設及び当該施設に係る使用料の額を改めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例

柏市近隣センター条例（平成１２年柏市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項本文中「別表第１第２２号に掲げる近隣センターの施設（大ホールに限る。）及び」を削る。

別表第１第２２号中「柏市大島田４４０番地１」を「柏市大島田２１番地２」に改める。

別表第２第１項の表柏市沼南近隣センターの項を次のように改める。

柏市沼南近隣センター		会議室Ａ	４	８１０
		会議室Ｂ	４	４３０
		会議室Ｃ	４	４５０
		会議室Ａ・Ｂ	４	１，２４０
		会議室Ｂ・Ｃ	４	８８０
		会議室Ａ・Ｂ・Ｃ	４	１，６９０
		会議室Ｄ	４	８６０
		会議室Ｅ	４	５１０
		多目的室	４	１，１２０
	沼南庁舎	５０１会議室	４	１，５６０
		５０２会議室	４	４００
		５０３会議室	４	３９０
		５０４会議室	４	１８０
		大会議室	４	２，６４０

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から起算して９月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２第１項の表の規定はこの条例の施行の日以後の柏市沼南近隣センターの施設の使用に係る使用料について適用し，同日前の柏市沼南近隣センターの施設の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

議案第１１号資料

柏市近隣センター条例の一部を改正する条例について

柏市近隣センター条例（平成１２年柏市条例第３７号）新旧対照表

改正前

(使用料の額等)

第10条　略

2　使用料は，有料施設等を使用する日にあらかじめ(別表第1第22号に掲げる近隣センターの施設(大ホールに限る。)及び附帯設備の使用に係る使用料にあっては，当該使用に係る許可を受けた際に)納付しなければならない。ただし，市長がやむを得ない事情があると認めるときは，この限りでない。

別表第1(第2条)

号	名称	位置
1から21まで　略		
22	柏市沼南近隣センター	柏市大島田440番地1
23　略		

別表第2(第10条第1項)

1　施設使用料

施設		単位(時間)	使用料(円)
柏市旭町近隣センターから柏市高柳近隣センターまで略			
柏市沼南近隣センター	和室1	4	530
	和室2	4	530
	学習室1	4	530
	学習室2	4	530
	学習室3	4	730
	学習室1・2	4	950
	学習室2・3	4	1,150
	学習室1・2・3	4	1,570
	集会室1	4	730
	集会室2	4	730
	保育室	4	530
	音楽室1	4	530
	音楽室2	4	320
	多目的ホール	2	580
		4	1,160
	大ホール	4	4,930
柏市手賀近隣センター　略			

備考　略

2　略

改正後

(使用料の額等)

第10条　略

2　使用料は，有料施設等を使用する日にあらかじめ(附帯設備の使用に係る使用料にあっては，当該使用に係る許可を受けた際に)納付しなければならない。ただし，市長がやむを得ない事情があると認めるときは，この限りでない。

別表第1(第2条)

号	名称	位置
1から21まで　略		
22	柏市沼南近隣センター	柏市大島田21番地2
23　略		

別表第2(第10条第1項)

1　施設使用料

施設		単位(時間)	使用料(円)
柏市旭町近隣センターから柏市高柳近隣センターまで略			
柏市沼南近隣センター	会議室A	4	810
	会議室B	4	430
	会議室C	4	450
	会議室A・B	4	1,240
	会議室B・C	4	880
	会議室A・B・C	4	1,690
	会議室D	4	860
	会議室E	4	510
	多目的室	4	1,120
沼南庁舎	501会議室	4	1,560
	502会議室	4	400
	503会議室	4	390
	504会議室	4	180
	大会議室	4	2,640
柏市手賀近隣センター　略			

備考　略

2　略

議案第１２号

柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための柏市災害弔慰金等支給審査会を設置したいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例

柏市災害弔慰金等条例（昭和５０年柏市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１６条を第１７条とし，第１５条の次に次の１条を加える。

（審査会の設置等）

第１６条　法第１８条の規定により，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，柏市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は，委員１０人以内をもって組織する。

３　委員は，医師，弁護士その他市長が認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

４　委員の任期は，３年以内とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

５　委員は，再任されることができる。

６　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

７　前各項に定めるもののほか，審査会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正）

２　柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和６１年柏市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１第４２号の２の次に次のように加える。

４２の３	災害弔慰金等支給審査会委員	日額	２７，０００円

議案第１２号資料

柏市災害弔慰金等条例の一部を改正する条例について

柏市災害弔慰金等条例（昭和５０年柏市条例第１６号）新旧対照表

改正前	改正後
	(審査会の設置等) 第16条　法第18条の規定により，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，柏市災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2　審査会は，委員10人以内をもって組織する。 3　委員は，医師，弁護士その他市長が認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。 4　委員の任期は，3年以内とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。 5　委員は，再任されることができる。 6　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。 7　前各項に定めるもののほか，審査会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。
(委任) 第16条　略	(委任) 第17条　略

柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例（昭和６１年柏市条例第３号）新旧対照表（附則第２項関係）

改正前

別表第1(第2条)

号	職名	支給区分	報酬額
1から42の2まで　略			
43及び44　略			

備考　略

改正後

別表第1(第2条)

号	職名	支給区分	報酬額
1から42の2まで　略			
42の3	災害弔慰金等支給審査会委員	日額	27,000円
43及び44　略			

備考　略

議案第１３号

柏市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

柏市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市沼南保健センターを廃止したいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市保健センター条例の一部を改正する条例

柏市保健センター条例（昭和６２年柏市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表柏市沼南保健センターの項を削る。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

議案第１３号資料

柏市保健センター条例の一部を改正する条例について

柏市保健センター条例（昭和６２年柏市条例第１１号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>(名称及び位置)
第2条　センターの名称及び位置は，次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">柏市中央保健センター　略</td></tr><tr><td>柏市沼南保健センター</td><td>柏市大島田21番地2</td></tr></table></td><td>(名称及び位置)
第2条　センターの名称及び位置は，次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">柏市中央保健センター　略</td></tr></table></td></tr>
</table>

議案第１４号

柏市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

柏市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

柏市立図書館沼南分館の位置を改めたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市立図書館条例の一部を改正する条例

柏市立図書館条例（昭和２９年柏市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中

「柏市大島田４４０番地１」を「柏市大島田４８番地１」

に改める。

附　則

この条例は，公布の日から起算して６月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第１４号資料

柏市立図書館条例の一部を改正する条例について

柏市立図書館条例（昭和２９年柏市条例第１２号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
(名称及び位置)
第2条　略
2　図書館に次の分館を置く。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">柏市立図書館　豊四季台分館から柏市立図書館　藤心分館まで　略</td></tr>
<tr><td>柏市立図書館　沼南分館</td><td>柏市大島田440番地1</td></tr>
<tr><td colspan="2">柏市立図書館　高柳分館及び柏市立図書館　こども図書館　略</td></tr>
</table>
</td><td>
(名称及び位置)
第2条　略
2　図書館に次の分館を置く。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">柏市立図書館　豊四季台分館から柏市立図書館　藤心分館まで　略</td></tr>
<tr><td>柏市立図書館　沼南分館</td><td>柏市大島田48番地1</td></tr>
<tr><td colspan="2">柏市立図書館　高柳分館及び柏市立図書館　こども図書館　略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第１５号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い，保育所の設備の基準の特例等に係る規定について，栄養士でない管理栄養士も当該規定の対象となるよう所要の改正を行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例

（柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正）

第１条　柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成２４年柏市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３５条第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正）

第２条　柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（柏市女性自立支援施設設備運営基準条例の一部改正）

第３条　柏市女性自立支援施設設備運営基準条例（令和６年柏市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項第３号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附　則

この条例は，令和７年４月１日から施行する。

議案第１５号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成２４年柏市条例第４０号）新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
(保育所の設備の基準の特例) 第35条　次の各号に掲げる要件を満たす保育所は，第15条第1項の規定にかかわらず，当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について，当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該保育所は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1)　略 (2)　当該保育所又は他の施設，保健所，市町村等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで　略	(保育所の設備の基準の特例) 第35条　次の各号に掲げる要件を満たす保育所は，第15条第1項の規定にかかわらず，当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について，当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該保育所は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1)　略 (2)　当該保育所又は他の施設，保健所，市町村等の栄養士又は管理栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで　略

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２９号）新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
(食事の提供の特例) 第17条　次に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は，前条第1項の規定にかかわらず，当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について，次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し，及び地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該地域型保育事業者は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　略 (2)　当該地域型保育事業所又はその他の施設，保健所，本市等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，当該栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで　略 2　略	(食事の提供の特例) 第17条　次に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は，前条第1項の規定にかかわらず，当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について，次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し，及び地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該地域型保育事業者は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　略 (2)　当該地域型保育事業所又はその他の施設，保健所，本市等の栄養士又は管理栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，当該栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで　略 2　略

柏市女性自立支援施設設備運営基準条例（令和６年柏市条例第１４号）新旧対照表（第３条関係）

改正前	改正後
(職員配置の基準) 第10条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，第3号の職員を置かないことができる。 (1)及び(2)　略 (3)　栄養士又は調理員　1人以上 (4)から(6)まで　略 2　略	(職員配置の基準) 第10条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，第3号の職員を置かないことができる。 (1)及び(2)　略 (3)　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員　1人以上 (4)から(6)まで　略 2　略

議案第１６号

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を
改正する条例の制定について

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和　７年　２月２１日提出

柏市長　　太　田　和　美

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の改正に伴い，幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例期間を延長したいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第３条中「１０年間」を「１２年間」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第１６号資料

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を改正する条例について

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成２６年柏市条例第２８号）新旧対照表

改正前	改正後
附　則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第3条　施行日から起算して10年間は，副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については，同項の表備考1中「かつ，」とあるのは，「又は」とすることができる。	附　則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第3条　施行日から起算して12年間は，副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については，同項の表備考1中「かつ，」とあるのは，「又は」とすることができる。